

⑦ 協同組合の変遷

産業組合法の成立

明治三十三年、ドイツのライプファイゼン系の農村信用組合を手本に産業組合法が成立しました。産業組合は、政府の奨励もあり、また誰でも加入できることから次第に組織されていきました。

明治三十九年の第一回法改正で、信用、販売、購買、利用の四種兼営が認められ、明治四十二年の法改正では中央会・連合会の設立も認められたほか、低利融資や補助をテコにその数は増加していきました。

全国組織の設立

その後、第一次世界大戦終結後の恐慌による事業不振によって解散する産業組合が相次ぎました。そうした中、産業組合中央会の第二代会頭・志賀源太郎により、全国連合会の設立や幹部職員育成のための産業組合学校の設立、組合員の家庭雑誌である「家の光」の発刊のほか、産業組合振興刷新運動を展開し組織強化をはかったのです。

しかし、その後発生した金融恐慌や世界大恐慌によって、農村は貧窮

を極めることになりました。

政府は、農山漁村経済更生運動を柱とした対策を、産業組合は産業組合拡充5か年計画を実施し、全農家加入、未設置町村解消、組合全利用推進、4種兼営を進め、不況を打破しようとなりました。一方、この不況期に、都市労働者や市民の運動に支えられて、賀川豊彦による神戸消費組合（現在のコープこうべ）や医療利用組合なども設立されました。

農業会への統合

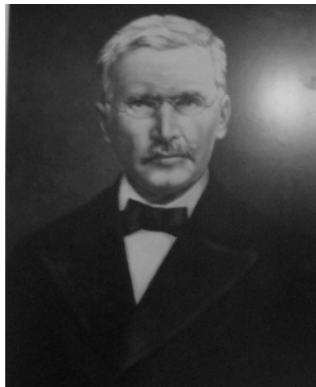
第二次世界大戦の勃発という時代の中で、産業組合は本来の自主協同の理念を失い、国家の代行機関としての性格を強めざるを得なくなりました。

昭和十八年、農業団体が制定され、産業組合は農会と合併して農業会に改められ、強制加入など、協同組合原則は完全に失われました。

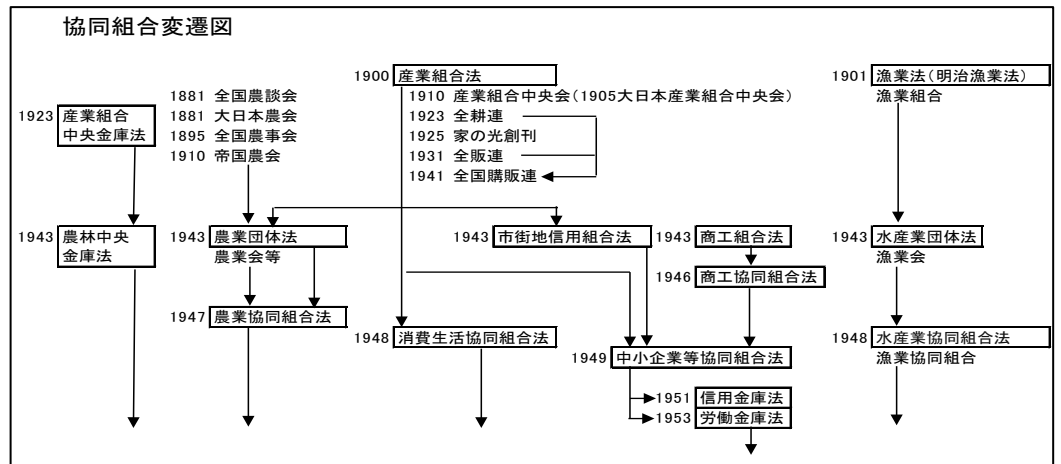
協同組合の復活

戦後、連合国軍の占領下で、協同組合は職種ごとに別々の協同組合法で復活していきました。昭和二十二年の農協法をはじめ、漁協、生協、事業組合等、森林組合が再出発しました。

『協同組合とは』 J・C総研より



ライプファイゼン



平成4年～



～平成3年